

## 和歌山県監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年3月12日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一  
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
和歌山県監査委員 秋 月 史 成  
和歌山県監査委員 川 畑 哲 哉

### 1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

### 2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

### 3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
海草振興局	令和3年2月17日
和歌山県税事務所	〃
和歌山県子ども・女性・障害者相談センター	〃
和歌山県精神保健福祉センター	〃
和歌山県公営競技事務所	〃
和歌山県工業技術センター	〃

### 4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

#### (1) 指摘事項

なし

## (2) 注意事項

### ア 海草振興局健康福祉部

行政財産使用許可において、使用料の算定額を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

### イ 海草振興局建設部

(ア) 旅費の支出において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 早朝出発の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発の旅行命令を行い、誤った旅費を支給していた。

b 旅費計算を誤っていた。

(イ) 水防用資機材（可搬式ポンプ）の保管及び使用の委託について、協定書の締結が遅延していたので、適正に処理されたい。

(ウ) 消耗品の納品において、納品書に受付印及び担当者の印が押印されていない事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 令和元年度に支出すべき修繕料等において、翌年度に過年度払いしている事例があったので、適正に処理されたい。

(オ) 建設工事請負変更契約において、原契約の解体工事に要する費用等が変更されていたが、変更書面が添付されていない事例があったので、適正に処理されたい。

(カ) 低入札価格調査対象工事について、着工後の下請内容が入札時に確認したものと相違していたにもかかわらず、再調査に向けた取り組みが不十分であったので、適正に処理されたい。

(キ) 自動販売機に係る電気使用料において、歳入更正票が確認できない事例があったので、適正に処理されたい。

(ク) 収入調定票において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(ケ) 土木使用料の収入調定において、収入調定票が確認できない事例があったので、適正に処理されたい。

(コ) 占用料金に誤りのあった道路占用許可について、取消しの決裁がなされていないので、適正に処理されたい。

### ウ 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

(ア) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

(イ) 損害賠償金の支払を伴い、廃車に至った公用車による交通事故が複数件

発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

(ウ) 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 物品調達伺及び物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(オ) 集中調達外の備品購入に係る支出負担行為について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。

#### エ 和歌山県精神保健福祉センター

旅行命令簿において、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

#### オ 和歌山県公営競技事務所

(ア) 競輪開催運用資金に係る資金前渡において、精算・戻入の遅延等の不適切な事例があったことは、誠に遺憾である。

資金前渡は、特定の支払のために必要な都度、必要かつ最小限の範囲内で現金を受け、その都度支払を完了するものであり、今後このようなことのないよう、再発防止策を講じ、厳正な管理・執行に万全を期されたい。

(イ) 和歌山競輪場及び周辺地域清掃業務委託について、契約保証金受入前に契約を締結していたので、適正に処理されたい。

(ウ) 委託料及び広告料の契約において、契約書に定める実績報告書の提出を受けていない事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 収入調定において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 納期限の指定がなされていない。

b 納期限の指定を誤っていた。

(オ) 諸収入において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。

(カ) 行政財産使用許可において、使用料の算定額を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

(キ) 行政財産の使用において、行政財産の使用許可の手続がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

#### カ 和歌山県工業技術センター

(ア) 旅行命令簿において、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、

適正処理されたい。

- (イ) 現金出納簿に記載されている払込者名が、払込日当日不在の者となっている事例があったので、適正処理されたい。
- (ウ) 収入調定票兼収納状況一覧表（事後調定）において、決裁がなされていない事例があったので、適正処理されたい。
- (エ) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正処理されたい。